

到津の森公園での禁止行為

1	立入禁止区域に立ち入る行為
2	動物に向けてのカメラのフラッシュ・LEDライトの使用
3	動物に危害を与える等の行為(驚かす・威嚇する・からかう等)
4	他の来園者の利用を妨げる、又は危険を感じさせる行為
5	犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為
6	わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害する行為
7	火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる行為を行う場合に、これに対する対策が不十分であり、他の来園者や近隣住民に危害が及ぶおそれがあるとき。
8	危険物の使用を伴う行為(花火を含む)
9	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になる場合
10	過去において公園管理上の指示に従わなかったなど、公園管理上の指示に従わないおそれがある場合
11	申請書類の記載事項に虚偽が認められたとき
12	宗教的宣伝活動のための行為
13	個人情報収集を目的とした場合
14	都市公園の設置目的に照らして、その行為が妥当でない場合
15	公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合
16	他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為
17	園内の植物や昆虫などを採集する行為
18	土地の形状を変更する行為
19	ゴミその他の汚物を捨てる行為
20	指定された場所以外に車を乗り入れる行為
21	その他管理上支障があると判断した場合